

**看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業
実施団体公募要領**

令和2年4月

厚生労働省

看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業

実施団体公募要領

1 総則

看護師の特定行為研修制度は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、さらなる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を計画的に養成するために創設された制度です。

当該研修制度は、保健師助産師看護師法において、「特定行為を手順書により行う看護師は、指定研修機関において、当該特定行為の特定行為区分に係る特定行為研修を受けなければならない」とされています。研修は、講義、演習又は実習で構成され、指定研修機関以外の施設で研修の一部を実施することも可能としております。

厚生労働省では、当該研修制度の普及や理解促進を目的としたシンポジウム等を実施しパンフレットを作成するとともに、指定研修機関が実施している看護師の特定行為研修に関する情報等を収集し、特定行為研修のポータルサイトを設置・管理・運営する団体（以下「実施団体」という。）を選定するために、以下の要領で実施団体の公募を行います。

2 事業の目的

看護師の特定行為研修制度の円滑な実施、研修受講者の確保及び研修修了者の活躍推進を図るための方法等を検討する検討委員会を設置し、指定研修機関の情報共有や当該研修制度の普及・理解促進を目的とするシンポジウム等の開催やパンフレットの作成等を行う。また、効果的で利便性の高いポータルサイト運営のため、指定研修機関及び特定行為研修修了者からの情報収集や検討委員会での検討結果を踏まえ、ポータルサイトを設置・管理・運営することを目的とする。

3 事業内容

(1) 検討委員会の設置・運営

本事業を実施するため、検討委員会を設置する。委員会において以下①～④を行う。委員会の委員は、厚生労働省医政局看護課と事前に調整の上、指定研修機関の代表者等を中心に構成すること。

① 看護師の特定行為研修制度の円滑な実施、研修受講者の確保及び研修修了者の活躍推進を図るため、以下の事項について検討を行う。

ア) 看護師の特定行為研修の円滑な実施や研修の質の均てん化等、効果的で質の高い研修の実施方策について

イ) 特定行為研修修了者の有効な活用方法・継続的な質の確保等、研修修了者への支援の在り方

ウ) 上記ア)・イ)を踏まえた、短期的・中長期的な指定研修機関相互の情報

共有・相互支援の在り方

- ② 看護師の特定行為研修を行う指定研修機関相互の情報共有や看護師の特定行為研修制度の普及・理解促進を目的としたシンポジウム等の開催の企画。
- ③ 教育訓練給付金等の申請手続き等、特定行為研修制度の普及を進める上で必要となる手続きに関する指定研修機関向けパンフレットの内容と普及方法の検討。
- ④ 特定行為研修の受講促進に繋がるとともに、研修修了者の情報管理を含め本制度の普及に資するポータルサイトの内容や構成等についての検討。
- ⑤ ①～④の検討の結果について、本事業の実施主体への提案。

(2) シンポジウム等の開催

(1)での検討結果を踏まえ、看護師の特定行為研修制度の普及・理解促進を目的としたシンポジウム等を開催する。

シンポジウム等の開催にあたっては、広く参加者を募集するとともに、医療従事者が多数参加できるよう、適切な時期・時間・場所等を設定すること。

シンポジウム等では、参加者に対してアンケート調査を実施し、その結果をまとめた後、指定された期日までに厚生労働省に報告すること。

(3) パンフレットの作成

(1)での検討結果を踏まえ、教育訓練給付金等の申請手続き等、特定行為研修制度の普及を進める上で必要となる手続きに関する指定研修機関向けパンフレットを作成する。

作成したパンフレットは指定研修機関が活用しやすい方法で周知を行う。

(4) ポータルサイトの運営・更新

- ① 看護師の特定行為研修制度の円滑な実施及び研修受講者の確保を図るため、ポータルサイト掲載内容として、指定研修機関から看護師の特定行為研修受講に関する情報を収集する。具体的には、研修受講資格、定員、研修日程、研修場所、eラーニング受講、応募方法、選考方法、受講料、研修修了者数等の内容を含むこと。
- ② ポータルサイトの利便性や内容の充実を図るため、必要に応じ、ポータルサイトの利用者（指定研修機関、研修修了者、看護師、医療機関等）に対して、掲載内容、掲載方法、更新頻度、情報発信方法等のニーズ調査を行う。
- ③ (1)での検討結果及び①の結果を踏まえ、ポータルサイトを作成し、運用・保守を行う。特に、特定行為研修修了者の情報については、検討委員会での十分な議論を踏まえ、必要時、研修修了者の情報の照会に対し応じられる体制とすること。
- ④ 年2回程度、看護師の特定行為研修制度ポータルサイトに掲載する情報を指定研修機関から収集し、収集した情報をもとにポータルサイトの掲載情報を更新する。なお、作成されたポータルサイトは、厚生労働省ホームページにリンク先として掲載する。ポータルサイトの内容や構成等の検討に際しては、適宜、Webサイト運営に関するシステム関係事業者、特定行為研修修了者等からも、広く意見を集めること。

4 留意事項

(1) 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- ③ 看護師の特定行為研修制度について、十分な知見を有し、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙様式1)を提出すること。
- ⑧ 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書(別紙様式2)を提出すること。

(2) 業務の遂行

事業に実施に当たっては、次の事項に従ってください。

- ① 医政局看護課との連携を密に取ること。特に、委員会開催にあたっては、事前に厚生労働省医政局看護課に資料等を共有するとともに、委員会での検討状況や結果について、適宜、指定された期日までに報告すること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については医政局看護課と協議すること。

(3) 個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理するとともに次の事項を遵守してください。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の目的には一切使用しないこと。

- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めなければならない。
- ③ 個人情報保護規程等において、以下に掲げる事項を本事業の開始までに定めなければならない。
 - ・個人情報の取扱いに係る規定
 - ・個人情報の取扱い状況の点検及び監査に関する規定
 - ・個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任に係る規定
 - ・個人情報の取扱いに関する規定に違反した従事者に対する処分の内容

5 事業期間

事業期間は、実施団体として選定された日から令和3年3月31日まで

6 事業団体の評価

(1) 評価の方法

事業実施団体の採択については、医政局看護課において応募団体に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。

評価に当たっては、看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業実施団体評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置します。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も優秀と認められる応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しませんので御了承ください。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施します。

① 形式評価

提出された企画書について、医政局看護課において、応募条件への適合性について評価します。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施します。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、申請者（代理も可能としています。）に対してヒアリングを実施します。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状

況を踏まえ、一部の応募団体のみ実施する場合があります。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なします。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施団体を選定します。

(3) 評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。

(4) 評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募団体に対して通知する予定です。

なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることとなります。

7 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る補助金の交付については11,685千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は、3 事業内容に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費、委託費に限ります。また、基準額を超えた金額については、実施団体の負担となります。

最終的な経費については、今後発出予定の上記「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に定めるところによります。

8 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成してください。

(2) 応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

① 提出期間

令和2年4月24日（金）から令和2年5月14日（木）

（必着：余裕を持って送付すること。）

② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局看護課事業調整係 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業企画書」と朱書きにより、明記してください。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係

tel：03-5253-1111

fax：03-3591-9073

※ ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（正午～午後1時を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

ア 「看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業企画書」10部

イ 団体の概要が分かる資料 10部

・パンフレット等

・定款又は寄付行為

・団体の直近より過去3年分の財務諸表（写）

ウ その他必要な資料 10部

※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」による提出は受け付けません。

※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とします。

※ 書類に不備等がある場合は、評価の対象外となりますので、公募要領を熟読してください。

※ 応募書類の差し替えはできません。